



図 村道栃の木～立野線の被災状況

(出典) 国土交通省 立野ダム工事事務所プレスリリース (平成 28 年 5 月 31 日) 『『村道栃の木～立野線』～復旧に向けた作業について～』

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/jisin/1464682037.pdf>)



開通後の状況(平成29年8月31日撮影)



図 村道栃の木～立野線復旧の様子



(出典) 国土交通省九州地方整備局ウェブサイト・熊本復興事務所ウェブサイト  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607\\_sondou.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607_sondou.html)  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto\\_r/road\\_village.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/road_village.html)

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県): 村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- ・ 5月8日に提出した要望書において、村道栃の木～立野線に加え、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線の代行を要望する旨を記載し、国及び県に提出した。
- ・ 県での精査を受け、3路線については県にて代行を行うことで調整された。
- ・ これを受け、6月10日に特定災害復旧等道路工事施工要請書を県に提出し、同日県が大規模災害復興法に基づき県の直轄事業として実施することが決定し、3路線、復旧延長5.8km、概算被害額8億5千万円を対象として、県による直轄代行事業が実施された。
- ・ 池の窪～小河原線が平成29年9月1日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成30年8月30日に、喜多～垂玉線は平成31年4月16日にそれぞれ開通し、供用開始した。

表 特定災害復旧等道路工事の対象路線概況

路線名	被害箇所名	復旧延長 (km)	被害報告額 (千円)
村道 喜多～垂玉線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字山ノ内～同村大字河陽字三ノ川	約3.2km	1,093,200千円
村道 池の窪～小河原線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字池ノ窪～同村大字中松字池ノ窪	約0.9km	394,700千円
村道 ゴルフ場～湯の谷線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡～同村大字河陽字吉岡	約1.7km	97,800千円

(出典) 南阿蘇村資料



図 村道3路線の被害状況と復旧状況

(出典) 熊本県土木部道路保全課道路整備課「平成28年熊本地震～道路施設の被害状況及びこれまでの復旧・復興への取り組み～【道路編】」(平成29年2月20日)  
 熊本県土木部「復旧・復興のあゆみ【第3号】」(平成30年10月15日)

#### ④権限代行制度実施上の課題

- ・ 権限代行制度については、ダム工事事務所からの知見提供を受けて初めて職員が制度の存在の認知に至るなど、地方公共団体職員の認知度の低さが指摘された。権限代行制度の活用により、260箇所の災害査定に人員を集中投下できたことから、制度の平常時からの認知度の向上が求められている。
- ・ また、制度適用の判断基準の複雑さについても指摘がなされている。東日本大震災ほどの大規模災害でなければ適用されず、今般の災害規模では制度が適用されるとの発想には至らないであろうと考えていたという意見があった。このため、適用事例の紹介等の充実が要望された。

#### 【20160150】私道復旧事業（嘉島町）

- ・ 本事業は、被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、「熊本地震復興基金」を活用して、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援するものであり、嘉島町の他、県下市町村でも実施された。

表 私道復旧支援の内容

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。</li> <li>※ 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路のことである。</li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年熊本地震で被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすものが対象。</li> <li>・ なお、公簿上の地目の種別は問わないこととする。</li> <li>①一般交通の用に供しているものであること</li> <li>②公道（町道・里道等）に接続するものであること</li> <li>③幅員が概ね1.8m以上あること</li> <li>④所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいるものであること</li> <li>⑤集落等で維持管理しているものであること</li> </ul>
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象の私道を管理する自治会又は集落等である。</li> <li>・ なお、申請はその組織の代表者の方からとなる。</li> </ul>
支援対象経費と補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象の私道の被災箇所原形復旧に要する経費の1/2以内（上限1,000万円）</li> <li>※復旧事業費50万円未満のものを除く。</li> <li>※既に復旧工事等を行っている場合であっても、熊本地震により被災した私道であることが確認できれば補助の対象。</li> </ul>

（出典）嘉島町「私道復旧事業費の一部支援のお知らせ」より作成

#### （14）公園・緑地等の復興

#### 【20160151】共同墓地の復旧支援事業（甲佐町）

- ・ 本事業は、熊本地震により被災した共同墓地の早期復旧を図るため、「熊本地震復興基金」を活用して、復旧に要する費用を補助するものであり、甲佐町の他、県下市町村で実施されている。

表 共同墓地の復旧支援事業の概要

事業の対象となる墓地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。）により被災した、地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が2墓以上あるもの。</li> <li>※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外。</li> </ul>
事業の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有部分（通路、外溝、水道設備、建築物等）の復旧工事</li> <li>・ 共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事（撤去も含む）</li> <li>※共有墓地内であっても、個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外。</li> </ul>
交付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事費額（税込み）×1/2</li> <li>・ 対象工事費額の上限については2,000万円で、最大1,000万円の補助を受けることが可能。</li> <li>※対象工事費額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に掛かった費用（税込み）の合計とする。</li> <li>※交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。</li> <li>※補助金の申請は個人ごとの申請ではなく、1共同墓地につき1申請で、1回のみ。</li> <li>※交付額の計算例:対象工事費額500万円の場合 500万×1/2=250万円（補助金）、250万円（所有者負担額）</li> </ul>

（出典）甲佐町「共同墓地復旧支援事業について」より作成

## (15) 文化の再生

### 【20160152】平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（熊本県）

#### ○経緯

- 熊本城や阿蘇神社等の多くの文化財が被害を被災した。発災以降早い時期から、被災文化財復旧のため民間から多くの寄附が寄せられた。平成28年7月に、これらの文化財の一日も早い復元・修復等を支援する民間組織として、経済界や熊本にゆかりのある方々による「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が結成され、募金活動が本格化した。

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

平成28年の4月14日夜と16日未明に立て続けに発生した震度7という「平成28年熊本地震」と、それに引き続く余震により、熊本の貴重な宝である文化財は大きな被害を受けました。とりわけ、繰り返し報道された熊本城の崩れゆく石垣、瓦が落ちる天守閣や倒壊した阿蘇神社楼門の姿は、県内外に大きな衝撃を与えました。古来より守り受け継がれてきた貴重な文化財の復旧は、被災地域の精神的支えになります。また、県内外への復興のアピールとして、さらには国内外から多くの人が熊本を訪れ、熊本を知り、文化に触れていただくためにも、必ず成し遂げないとはいけません。このような趣旨を踏まえて、このたび、熊本城・阿蘇神社をはじめとする熊本の被災文化財支援のための募金活動を行うこととしました。熊本の貴重な宝である文化財が一日も早く修復することができるよう、なにとぞ皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会

<p>【委員長】 甲斐隆博（熊本経済同友会代表幹事・株式会社肥後銀行代表取締役頭取）</p> <p>【全国委員】 細川護熙（元内閣総理大臣・元熊本県知事） 木村 康（JXホールディングス株式会社代表取締役会長） 斉藤 惇（株式会社KKRジャパン会長・元東京証券取引所社長） 山下泰裕（東海大学副学長） 松尾信吾（九州経済連合会名誉会長・九州電力株式会社相談役） 小山薫堂（放送作家・脚本家） 安藤忠雄（建築家）</p> <p>【熊本代表委員】 浅山弘康（熊本県経営者協会会長・株式会社熊本放送特別顧問） 伊東昭正（熊本県商工会連合会会長） 川村邦比兎（株式会社熊本日日新聞社代表取締役社長） 田川憲生（熊本商工会議所会頭・ホテル日航熊本代表取締役会長） 中山峰男（崇城大学学長） 原田信志（熊本大学学長） 本松賢（熊本経済同友会代表幹事・株式会社テレビ熊本代表取締役会長） 吉丸良治（熊本県文化協会会長）</p>
--

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

- 被災文化財の所有者負担の軽減を図ることを目的に、支援募金あるいは経済界等からの寄附を原資とした「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を条例により平成28年10月に設置し、指定文化財に加え未指定文化財の復旧を支援する補助制度を創設した。平成28年度2月補正により、指定文化財及び登録文化財の支援に対する予算確保に続き、平成29年度当初予算において、未指定の歴史的建造物復旧を支援する補助金予算を確保した。
- 補助制度の運用にあたっては、外部からの委員を含め構成される平成28年10月には「熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会」を設立し、平成29年2月に配分方針等を決定した。

表 熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会

区分	所属・役職等
委員長	熊本県文化協会会長 熊本文化懇話会代表世話人
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	熊本大学文学部附属永青文庫研究センター長
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	公益社団法人熊本県観光連盟専務理事
委員	熊本経済同友会都市圏戦略委員長
委員	熊本県教育庁教育総務局長

(出典) 熊本県からの提供資料より作成



- さらに、平成 29 年 10 月には、平成 28 年度熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例に基づく基金を活用し、熊本地震で被災した歴史的価値のある建造物及び未指定の動産文化財の復旧に係る基本方針、基金を活用し復旧する建造物及び動産文化財の選定、基金を活用する建造物及び動産文化財の復旧方法等を審議することを目的として、「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会」及び「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会」をそれぞれ設置した。

表 検討委員会メンバー

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用 歴史的建造物検討委員会	平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用 動産文化財検討委員会
熊本大学大学院自然科学研究科教授	九州国立博物館学芸部長・企画課長兼務
熊本高等専門学校客員教授	熊本大学文学部教授 熊本大学永青文庫研究センター長
公益社団法人熊本県建築士会まちづくり委員長	八代市立博物館・未来の森ミュージアム上席学芸員
文化庁（オブザーバー）	文化庁（オブザーバー）

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用検討委員会資料」より作成

○実績

- 支援募金は、平成 30 年 3 月時点まで、約 800 件の受付で約 37.9 億円が集まった。復旧に関する配分は、指定文化財では、国指定文化財 12 件、県指定文化財 25 件、市町村指定文化財 108 件、国登録文化財 45 件、未指定文化財では歴史的な文化財 159 件、動産文化財 38 件に対して行われている。（平成 30 年 3 月時点）

○被災文化財救援事業

- 熊本地震によって被災した県内の文化財等を緊急に調査・保全し、文化財等の廃棄・散逸を防止するため、文化庁により「熊本県被災文化財救援事業（文化財レスキュー事業）」が実施されている。
- 本事業は、九州国立博物館ネットワーク推進室内に事務局として九州救援対策本部を設置し、熊本県教育委員会との協力によりレスキュー活動を行うものである。
- 平成 28 年度で文化庁による事業は終了し、平成 29 年度からは、地元市町村、文化庁、九州国立博物館及び九州各県からの支援の下、熊本県主導で活動を継続している。
- 文化財レスキューにより救出した動産文化財の復旧に対する基金の活用は、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会において審議されている。

1 報告事項

① 文化財レスキュー事業の取組み

ア これまでの取組み

(ア) 救出状況

- 平成 28 年度は、28 件の家屋から 14,400 点の動産文化財を救出。
  - 平成 29 年度は、15 件の家屋から 8,800 点の動産文化財を救出（今年度中に 3 件の家屋から救出の予定）。
- ※救出した主な動産文化財：古文書、書画、書籍、仏像、漆器 掛軸、民具

(イ) 整理作業

- 救出した動産文化財は、返却するまでにクリーニング・台帳作成等（整理作業）を実施する必要がある。
- これまで救出した動産文化財に対し、順次整理作業を実施している。
- 民間のボランティアの方々による支援（延べ 30 人）により、整理作業が進捗。

H28 年度分	整理済（93%）	7%
H29 年度分	整理済（22%）	未整理（78%）

(ウ) 補助対象候補の動産文化財

- 第 1 回検討委員(10/19)で、歴史的価値が高く市町村指定文化財となり得る 13 点の補助対象候補の動産文化財選定。
- 関係市町村と市町村指定に向けた調整の確認。
- 関係市町村と連携して、所有者に対し、県補助制度説明、市町村指定及び指定後の公開等についての調整を実施。

(エ) 定例会の開催

- レスキュー事業の円滑な運営に向け、関係機関（九州国立博物館、熊本被災史料ネット、県博物館連絡協議会（熊本市立博物館）県立美術館、県博物館ネットワークセンター等）による定例会を開催。
- 6 月の第 1 回定例会から、これまでに 23 回開催し、レスキュー案件への対応や整理作業の進捗状況等について協議。

イ 今後の取組み

- 救出した動産文化財の所有者への返却（※救出すべき動産文化財が発見した場合には迅速に対応）。
- 民間の財団など、所有者負担の軽減を図る。 ○民間ボランティアを対象とした市民サポーター養成講座の実施。
- 文化財レスキューの記録を含め、熊本地震における取組みや成果等についての情報発信。

図 文化財レスキュー事業内容

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会（第 2 回）資料」

## 【20160153】熊本城災害復旧支援金・復興城主制度（熊本市）

### ○概要

- ・ 「平成 28 年熊本地震」により、熊本城は甚大な被害を受け、その復旧・復元には長い年月と莫大な費用を要することが見込まれた。
- ・ 発災直後から熊本城の被害状況は報道等により全国に発信され、国内外から熊本城の修復・再建に向けた励ましや、支援の申出が多数寄せられたことから、熊本城の災害復旧事業に特化した寄附金の受付を検討することとなった。熊本地震以降の寄附の申出について、「熊本城災害復旧支援金」を新たに設置し、平成 28 年 4 月 21 日から支援金の受付（金融機関からの振込み）を開始した。
- ・ 一方、熊本城では震災以前から熊本城復元整備基金に基づく「一口城主」制度を運用していたが、地震により平成 28 年 4 月 21 日より休止していた。しかし、震災以降、城主制度再開による寄附を望む声が多かったため、平成 28 年 11 月 1 日から、従前の「一口城主」制度をベースとして、熊本城への復旧支援として 1 万円以上の寄附をいただいた方を「復興城主」とする「復興城主制度」として再開した。

### ○熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度設置による効果

- ・ 熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度で集まった寄附金については、すべて熊本城復元整備基金に積み立て、熊本城の復旧・復元にかかる経費全般に充当している。
- ・ 石垣や重要文化財建造物等の復旧事業については、国からの支援を受けつつ進めており、基本的には国庫補助では賅えない部分へ充当している。
- ・ 具体的には、石垣や建造物の部材回収や本格復旧事業にかかる調査・設計・計画策定に関する委託料や工事請負費などの直接的な経費をはじめ、工事用動線の確保や熊本城域内の園路舗装、復旧過程の公開に必要な仮設物設置や記録誌作成などの間接的な経費、熊本城全体の安全対策に関する立入規制措置や城域内の経費などに充当している。



飯田丸五階櫓（応急対策後の状況）



天守閣（復旧工事着工後の状況）

図 熊本城の状況

（出典）熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」



## 【20160154】国指定重要文化財「通潤橋」復興事業（山都町）

### ○通潤橋復興事業支援金の設立

- ・平成28年熊本地震により、国指定重要文化財「通潤橋」は、橋上にある通水石管の継目から著しい漏水が生じ、特に漆喰部分に大きな被害を受けた。
- ・通潤橋は、農業用水路としての機能を維持している「生きている文化財」であり、貴重な文化財を後世に保存・継承していくため、通潤橋復興事業支援金を設け、熊本地震からの復旧・復興と今後の通潤橋の漆喰等維持管理の活用を計画した。
- ・「通潤橋復興事業支援金」については、平成29年12月末日までで、304件、約1,437万円の応募があった。

### ○保存修理工事の状況について

- ・平成29年4月末より仮設足場の設置及び資材を搬入するためのケーブルクレーンの設置、同年6月1日より橋上の通水管の被害状況を確認するため、橋上の掘削を開始した。
- ・橋の石垣の変状把握のため、地震以前の平成25年に実施した3Dレーザー計測結果との比較を行い、3箇所の子り出し部位を確認した。
- ・熊本地震直後の通潤橋で確認された漏水の原因であった、漆喰目地の詰め替え修理を行った。



写真1 熊本地震直後の漏水状況(1)  
[平成28年4月16日 生涯学習課 撮影]



写真1 仮設足場を設置した通潤橋 [平成29年6月1日 生涯学習課 撮影]



写真9 漆喰の充填作業(1) [生涯学習課 撮影]



通潤橋の放水 [山都町教育委員会 撮影]

### 図 通潤橋の放水

(出典) 山都町ホームページ「国指定重要文化財「通潤橋」復興事業支援金の募集について」

### ○復旧費用について

- ・通潤橋本体の復旧費用は約1億2,827万円（内、町拠出金は約1,924万円）、通潤用水上井手管水路（水路ヒューム管）の復旧費用は約9,790万円（内、町拠出金は約2,447万円）であり、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金を活用した。